

石垣市統合型 GIS 貸貸借運用業務

プロポーザル実施要領

平成 27 年 2 月

石垣市総務部総務課

-目次-

1. 目的	1 ページ
2. 事業概要	〃
(1) 事業名称	
(2) 事業の内容	
(3) 業務期間	
(4) 限度額	
3. 調達方式	〃
4. 公募に関する事項	1～3 ページ
(1) 参加資格要件	
(2) スケジュール	
(3) 資料の配布	
(4) 申込み手続	
(5) 質問について	
5. 選考に係る事項	3～4 ページ
(1) 選考方法	
(2) 選考基準	
(3) プレゼンテーションの実施	
(4) 審査結果	
(5) 提案内容の一部補正	
6. 契約	5 ページ
7. プロポーザルに係る留意事項	〃

1. 目的

本要領は、石垣市統合型G I S 賃貸借運用業務について、最も適した統合型地理情報システム（以下「統合型G I S」という。）の再構築及び運用保守が可能な受注候補者を選定するため、調達方式及びその実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業概要

(1) 業務名称

石垣市統合型G I S 賃貸借運用業務

(2) 業務の内容

本要領及び別紙「石垣市統合型G I S 賃貸借運用業務基本仕様書」に記載のとおり。

(3) 業務期間

本稼働開始（平成 27 年 6 月予定）から 5 年（60 ヶ月）

(4) 限度額

5 年総額 25,450,000 円（税抜）

上記金額は、導入費用及び 5 年間の運用保守費用のほか諸経費の総額であり、契約時の予定価格を示すものではなく、契約の限度額を示すものである。

支払いについては、契約締結後、システム構築及びデータ移行等を終え、仮稼働運用期間終了後の運用保守業務の本稼働月から 60 ヶ月の均等払いを予定とする。

3. 調達方式

次期統合型G I S の構築運用業務の業者選定にあたっては、部門を超えた情報共有を可能とし最適かつ有効に活用できるシステムの導入を目的とするため、公募により企画提案参加申込書（別紙 1）を提出した者のうち、下記 4. 公募に関する事項中、(1) 参加資格要件を満たす者に提案書等の提出を求め、本市において最適と認められる提案を行った者を最優秀提案者として選出する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による。

4. 公募に関する事項

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の①から⑥の資格要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者でないこと。
- ③ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 租税を滞納していないこと。
- ⑤ 本市において入札指名停止等を受けていないこと。
- ⑥ 沖縄県及び県内 11 市において、統合型地理情報システムの導入・運用実績のある事業者であり、既存統合型G I S 機能及びデータをすべて引き継ぐシステムを導入可能なこと。

(2) スケジュール

内容	期間等
公示・実施要領の配布(市ホームページ掲載)	平成 27 年 2 月 2 日(月)
質問の受付期限	平成 27 年 2 月 5 日(木)
質問の回答	平成 27 年 2 月 6 日(金)
企画提案参加申込書、企画提案書等提出期限(郵送可)	平成 27 年 2 月 13 日(金)
一次審査 ※1	平成 27 年 2 月 16 日(月)
一次審査結果通知	平成 27 年 2 月 17 日(火)予定
二次審査(プレゼンテーション実施)	平成 27 年 2 月 25 日(水)
二次審査結果通知(郵送)	平成 27 年 2 月 27 日(金)予定

※1 参加申込者が3者以下の場合、一次審査は実施せず、参加資格審査の結果を通知する。

(3) 資料の配布

- ① 石垣市統合型 GIS 賃貸借運用業務プロポーザル実施要領(本書)
- ② 企画提案参加申込書(様式1)
- ③ 価格提案書(様式2)
- ④ 撤回届(様式3)
- ⑤ 質問書(様式4)
- ⑥ 石垣市統合型GIS賃貸借運用業務基本仕様書
- ⑦ プレゼンテーション実施要領(別紙1)
- ⑧ 提案書評価シート(別紙2)
- ⑨ 操作評価項目(統合型GIS)(別紙3-1)
- ⑩ 操作評価項目(市民公開型GIS)(別紙3-2)
- ⑪ 統合型GIS機能要件一覧(別紙4-1)
- ⑫ 市民公開型GIS機能要件一覧(別紙4-2)

(4) 申込み手続

- ① 受付期間 平成 27 年 2 月 2 日(月) から平成 27 年 2 月 13 日(金) まで ※必着
(受付時間:土曜・日曜日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
- ② 提出書類等
 - ア 企画提案参加申込書(様式1)・・・1部
 - イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・12部
 - ※ 別紙「石垣市統合型GIS賃貸借運用業務基本仕様書」に基づき、必要な事項を記載すること。
 - ※ (別紙2)提案書評価シートに該当する項番を右端に明記すること(複数可)。
 - ※ 専門知識を持たないものでも理解できる分かりやすい内容にすること。
 - ウ 価格提案書(様式2)
 - エ 統合型GIS機能要件一覧(別紙4-1) 1部
 - オ 市民公開型GIS機能要件一覧(別紙4-2) 1部
 - ※ 上記ア～オのデジタルデータ(PDF形式)についても1部(CD-R等)提出

- ③ 提出先 〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町 14 番地
石垣市総務部総務課情報システム係
- ④ 提出方法 持参又は簡易書留郵便で郵送すること。
- ⑤ 提出期限 平成 27 年 2 月 13 日（金）午後 5 時必着

(5) 質問について

本企画提案募集の内容に不明な点がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

- ① 受付期限 平成 27 年 2 月 5 日（木）
- ② 受付方法 質問書（様式 5）を、Eメール又は F A X にて提出
- ③ 回答方法 平成 27 年 2 月 6 日（金）に石垣市ホームページ
(<http://www.city.ishigaki.okinawa.jp>) での公開とする。
- ④ 受付先 石垣市総務部総務課情報システム係 【担当:新良, 村山】
F A X 番号 : 0 9 8 0 - 8 3 - 1 4 2 7
E メール : jyouhou@city.ishigaki.okinawa.jp

5. 選考に係る事項

(1) 選考方法

- ① 庁内関係者で構成する石垣市行政地理情報システム（G I S）賃貸借業務受託者プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査する。
- ② 提出された参加申込書類、企画提案書類、プレゼンテーション内容から「(2) 選考基準」により評価を行い、優秀提案者及び次点者を選考する。
- ③ 3 者を超える企画提案があったときは、企画提案書類等の評価による一次審査を実施し、評価点の高い上位 3 者を二次審査対象とする。
なお、企画提案者が 3 者以下の場合、一次審査は実施せず参加資格を有する全ての企画提案者を二次審査対象とする。
- ④ 一次審査を行わない場合、二次審査の事前に企画提案書評価等を選定委員会において実施する。
- ⑤ 企画提案書評価及びプレゼンテーション評価の合計得点順に優秀提案者及び次点者を決定する。最高得点者が 2 者以上あった場合は、プレゼンテーション評価が高い者を上位とする。

(2) 選考基準

選考の基準は、提案事業の実現性及び妥当性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

評価項目		判断評価基準	評価区分
1. 参加申込書類	指定様式	指定様式の記載内容の審査を行う。	資格審査
2. 企画提案書類	技術提案	石垣市統合型GIS賃貸借運用業務基本仕様書に基づいた企画提案書の内容を、以下の2項目に基づき評価する。 (1)「提案書評価シート(別紙2)」に基づく内容評価 (2)「統合型GIS機能要件一覧(別紙4-1)」及び「市民公開型GIS機能要件一覧(別紙4-2)」に基づく内容評価	一次審査 (企画提案書) (価格提案書) (機能要件一覧)
	価格提案	価格提案書(様式2)を基にコストの妥当性の評価を行う。	
3. 全体評価	プレゼンテーション等	操作評価項目(別紙3)を基に、提案書全般について、プレゼンテーションの内容を評価する。	二次審査

(3) プレゼンテーションの実施

二次審査において、プレゼンテーションを実施する。

- ① 日 時：平成27年2月25日(水) 13:30～
- ② 場 所：石垣市役所2階 第2会議室
- ③ 時 間：1事業者につき準備片づけ5分 説明30分、質疑応答10分の合計45分とする。

※ 詳細な日時や実施時間は、一次審査結果通知時(又は参加資格審査の結果通知時)に、別途通知する。

※ プレゼンテーション時には、企画提案書記載の内容以外の追加提案、追加資料は受理しない。

(企画提案書の補足説明資料については認めるが、膨大にならないよう留意)

(4) 審査結果

審査結果については、各企画提案者に文書で通知する。また、その結果を市ホームページで公表する(審査の経緯については公表しない。)

審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) 提案内容の一部補正

採択決定後、応募者と本市による協議の過程において、当初の提案内容を一部補正することがある。

6. 契約

企画が採用された優秀提案者は、事業実施の優先交渉者として本市と協議の上、業務に係る仕様を確定させた上で、平成 26 年度中に契約を締結する。ただし、契約の締結日から本稼働開始までのシステムの導入期間については費用を負担しない。

7. プロポーザルに係る留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 企画提案参加者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。
- (3) 企画提案参加申込書を提出後に撤回する場合は、撤回届（様式 3）を二次審査の前日まで
に持参又は郵送（必着）で提出すること。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
 - ① 「4（1）参加資格要件」を満たしていない場合
 - ② 提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
 - ③ 本要領に適合しないと認められる場合
 - ④ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。ただし、記載の過ちの修正については一
次審査の前日まで F A X 又はメールで受け付ける。
 - ⑤ 本要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は関係者にプロポーザルに
対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (6) 提出物は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (8) 提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外で使用しない。
- (9) 本市から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。
- (10) この募集に伴い収集した個人情報、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外
の目的に使用することはない。
- (11) 本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。